

## I. 事実の概要

5 Xは、昭和56年1月15日の夜、1時間にわたり、三重県の飯場において、プラスチック製洗面器の底や革バンドでAの後頭部を多数回殴打するなどの暴行を加えたところ、Aは恐怖心による心理的圧迫等によって血圧を上昇させ、内因性高血圧性橋脳出血により意識喪失状態に陥った。XはAを1km程離れた住宅街の駐車場まで自動車で運び、同署に放置して立ち去った。

10 その後、コンビニの帰りに偶然付近を通りかかったYは、駐車場に倒れている人影を見つけたためあわてて駆け寄ったところ、以前から激しく恨んでいたAであることに気が付き、「誰がやったのかは知らないが、この機に自分の腹いせに何発か殴っておこう」との思いから、近くの民家の壁に立てかけてあった角材(130cm×4cm×5cm)を用いて、うつ伏せに倒れているAの頭部に振り下ろす形で数回殴打し立ち去った。

その後Aは、脳出血により死亡した。

15 調査の結果、直接の死因はXによる暴行から生じた脳出血であり、Yの暴行によりその傷害が拡大し、幾分か死期が早められたことが分かった。

## II. 問題の所在

20 AはXによって強度に殴打され放置された後、Yによって暴行を加えられている。Xの傷害行為と死亡という結果の間に因果関係が認められるか。第三者による行為が介在した場合の因果関係が問題となる。

## III. 学説の状況

### a 説(条件説)<sup>1</sup>

25 因果関係を肯定するためには、実行行為によって結果が発生したという事実的なつながり(条件関係)が存在しなければならず、また条件関係があれば十分とする説。条件関係の判断には、「その行為がなければその結果は発生しなかった」という公式(条件公式、コンディツィオ公式)が用いられる。

### b 説(相当因果関係説)<sup>2</sup>

30 因果関係が認められるには、単に行為と結果の間に条件関係が認められるだけでは足りず、その条件関係の存在を前提として、その行為からその結果が発生することが社会生活上の経験に照らして相当であるといえることを必要とする説。

#### b-1 説(主観的因果関係説)<sup>3</sup>

相当性の有無を判断する際、行為者が認識・予見した事情及び認識・予見しえた事情を基礎とする説。

#### b-2 説(客観的相当因果関係説)<sup>4</sup>

35 相当性を判断する際、行為当時に存在した全ての客観的事情、及び行為後に生じた事情のうち一般人が予見可能であった事情を基礎とする説。

<sup>1</sup> 牧野英一『刑法總論〔全訂版〕〕(有斐閣,1958年)376頁。

<sup>2</sup> 大谷實『刑法講義総論〔新版第4版〕〕(成文堂,2013年)205頁。

<sup>3</sup> 宮本英脩著・鈴木茂嗣編『宮本英脩著作集第三巻 刑法大綱〕(成文堂,1984年)63頁。

<sup>4</sup> 曾根威彦『論点講義シリーズ 刑法総論〔第4版〕〕(弘文堂,2008年)73頁。

### b-3 説(折衷的相当因果関係説)<sup>5</sup>

相当性を判断する際、一般人が認識・予見可能であった事情、及び行為者が特に認識・予見していた事情を基礎とする説。

### c 説(危険の現実化説)<sup>6</sup>

- 5 因果関係を、実行行為が有する現実的・客観的危険性が構成要件の結果へと現実化する過程であるとし、因果関係の有無は、条件関係を前提に、行為時及び行為後に客観的に存在する全ての事情を基礎とした上で実行行為の持つ危険性が結果の中に現実化したかと言えるかで判断する説。

## IV. 判例 最高裁平成 18 年 3 月 27 日。刑集 60 卷 3 号 382 頁。

### 10 <事実の概要>

- 被告人は、共犯者2名と共謀のうえ、午前3時40分頃、被害者を普通乗用自動車後部のトランク内に押し込み、トランクカバーを閉めて脱出不能にし、そのまま同車を発進走行させ、呼び出した知人らと合流するため、市街地の路上に停車した。停車した地点は、車道の幅が7.5cm、片側1車線のほぼ直線の見通しの良い道路上であった。数分後の午前3時50分頃、後方から普通乗用自動車が行き過ぎてきたが、その運転手は前方不注意の為、  
15 ほぼ真後ろから時速約60km でこれに追突し、同車後部のトランクはその中央部が凹み、トランク内に押し込まれていた被害者は、重傷を負い、間もなく死亡した。

### <決定要旨>

- 「以上の事実関係の下においては、被害者の死亡原因が直接的には追突事故を起こした第三者のはなはだしい過失行為にあるとしても、道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を監禁した本件監禁行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができる。したがって本件において逮捕監禁致死罪の  
20 成立を認めた原判断は、正当である」。

## V. 学説の検討

1. (1) a 説を採用した場合、条件公式が成立すればいかなる場合においても因果関係が肯定される点で結果の  
25 結果の帰責範囲が不当に広がる危険性がある。a 説の立場はこれを故意・過失という責任要件の問題として克服しようとするが、「故意の内容通り結果は生じたが、それに至る経過が異常な場合」についてはかかる考えでも対処できない<sup>8</sup>。よって、a 説を採用するのは妥当でない。

- (2) b 説は「行為者の予見可能性」という基準があまりにも漠然としており、基準として明確性に欠ける。さらに b 説では、行為者の行為と結果の間に介在事情がある場合、まずその介在事情が予見  
30 可能でなければ判断の基礎事情とできず、また基礎事情とできたとしてもその介在事情が結果にどのように寄与したかを考慮する余地がなく<sup>9</sup>、よって適切な帰責範囲を画することができない。

- また、b-1、b-2、b-3 説に対する個別の批判として、まず b-1 では、一般的、客観的に認識・予見可能だとしても、行為者にとって認識・予見可能でなければ基礎事情とする事ができない点で因果関係が認められる範囲が狭くなりすぎるといものが挙げられる<sup>10</sup>。また、行為者の認識可能性の有無  
35 は本来主観的帰責、つまり責任の問題であって、客観的帰責の問題である因果関係の判断基準には適

<sup>5</sup> 大谷・前掲 207 頁。

<sup>6</sup> 山口厚『刑法総論〔第2版〕』(有斐閣,2007年)59、60頁。

<sup>8</sup> 前田雅英『刑法総論講義〔第5版〕』(東京大学出版会,2011年)183頁。

<sup>9</sup> 大塚仁・十河太郎・塩谷毅・豊田兼彦『基本刑法I 総論』(日本評論社,2012年)79、80頁。

<sup>10</sup> 大谷・前掲 207 頁。

さない<sup>11</sup>。

b-2 説は、行為時に存在した事情全てを基礎事情とする点で、もはや因果関係が否定されることがありうるのか、またそれがありうるのならいかなる判断により可能となるかが問題になる<sup>12</sup>。すなわち、b-2 説では帰責の範囲が不当に拡大し、実質的に a 説との差が無くなってしまう。よって、因果関係の客観性は確保できるとしても「帰責」という面で妥当でない<sup>13</sup>。

b-3 説は一般人が認識・予見し得ない事情については行為者の主観を考慮するという点で b-1 説同様、因果関係の客観性が損なわれ、妥当でない。また、行為者の認識・予見の有無を判断基準にすると、ある特定の事情について知っていた者と知らなかったものが共犯関係にあった場合、不合理な結論が導かれることとなる<sup>14</sup>。

(3) これに対し c 説は、「行為の中に含まれている危険が結果の中に現実化したか」という基準で因果関係を判断するので、介在事情の結果発生への寄与度や、介在事情の異常性等、介在事情が行為と結果間の因果の流れを阻んでいるのか否かを判断できる<sup>15</sup>。また、構成要件的结果惹起の現実的・客観的危険性を要求することにより実行行為を限定するという理解においては、因果関係は実行行為が有する現実的・客観的危険性が構成要件的结果へと現実化する過程なのであり、よって「行為の中に含まれている危険が結果の中に現実化したか」という判断基準が最も適合している<sup>16</sup>。

以上より、検察側は c 説を採用する。

## VI. 本問の検討

### 第 1. X の罪責について

1. (1) X の、プラスチック製洗面器の底や革バンドで A の後頭部を多数回殴打した行為について、傷害罪(204 条)が成立するか。

(2) そもそも傷害の定義とは、人の生理的機能を害することである。A は X の暴行という実行行為によって内因性高血圧性橋内出血を引き起こしており、傷害の結果が発生したと言える。

(3) よって、X には傷害罪(204 条)が成立する。

2. (1) 次に、X の、A を 1km 程離れた住宅街の駐車場まで自動車で運び同所に放置し立ち去った行為について、保護責任者遺棄致死罪(219 条)が成立しないか。以下、219 条の成立要件である①老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者が②遺棄又は生存に必要な保護をしなかったこと③死亡結果が発生したことの三つに当てはめて検討する。

(2) まず①について、X は A を多数回殴打した後自動車に乗せていることから、先行行為があり、かつ要扶助者の生命の安全を支配できる地位にあるといえるから、保護義務が認められる(①充足)。

次に②について、当該行為が遺棄にあたるかが問題となるも、A を駐車場に放置したまま立ち去った X の当該行為は置き去りであるといえ、遺棄にあたる(②充足)。

さらに③について、後に A は死亡しているから結果が発生している(③充足)。もっとも、本問では X の当該行為と A の死亡結果の間に Y の暴行という介在事情があることから、因果関係が認めら

<sup>11</sup> 曾根・前掲 73 頁。

<sup>12</sup> 山口・前掲 58 頁。

<sup>13</sup> 曾根・前掲 74 頁。

<sup>14</sup> 曾根・前掲 73、74 頁、山口・前掲 58、59 頁。

<sup>15</sup> 大塚・十河ほか・前掲 80、81 頁参照。

<sup>16</sup> 山口・前掲 60 頁。

れるか。検察側はc説に立つことから、①当初行為の危険性②介在事情の結果への寄与度③介在事情の異常性という危険の現実化説の要件に当てはめて検討する。

(3) まず①について、XはAに傷害を加えた後、夜の真冬の駐車場に放置しているが、真冬の夜の屋外は気温が非常に低く、またAは意識喪失状態にあるので自分で防寒対策や救護を受ける等の措置をとることができない。したがって、Xの当初行為の危険性は大きいと言える。

(4) ②について、本問では介在事情としてYの暴行が存在しているが、AはXによって遺棄された時点で既に直接の死因である内因性高血圧性橋脳出血を引き起こしており、たとえYの暴行がなかったとしてもAはその後確実に死亡していたとすることができる。

従って、Yの暴行という介在事情は、Aの内因性高血圧性橋脳出血という死因に対する寄与度は低いといえる。

(5) ③について、通常では人が駐車場で倒れていたなら救急車を呼ぶなどしてその人を助けようとするはずであるところ、本問においてYは倒れているのが激しく憎んでいるAであるとわかると、助けるどころかかえって暴行を加えていることから、Yの暴行という介在事情の異常性は高いといえる。

3. (1) 以上のことを総合考慮すると、確かに③の異常性は高く因果関係が切れそうに思えるが、それにもまして①の当初行為の危険性が非常に高く、Yの行為がなかったとしてもAはいずれ死亡していたことを考えると、因果関係の存在を認めるべきである。

(2) よって、Xの当該行為とAの死亡結果には因果関係が認められる。

4. 以上より、Xは傷害罪(204条)と保護責任者遺棄致死罪(219条)の罪責を負い、傷害罪は保護責任者遺棄致死罪に吸収される。

## 第2. Yの罪責について

1. (1) Yの、角材でうつ伏せに倒れているAの頭部を数回殴打した行為について、殺人罪(199条)が成立するか。本問において、Yの当該行為には実行行為性が認められ、Aの死亡という構成要件の結果も発生している。

(2) ここで、Yの当該行為とAの死亡結果の間の因果関係が問題となるも、Yの暴行がなければXの「早まった死」は現実化しなかったことから、「早まった」時点での死亡結果の決定的原因はYの暴行にあるといえる。従って、Yの当該行為の有する早まった死亡結果発生の危険性が現実化したといえるため、因果関係が認められる。

(3) さらに、Yに殺人の故意(38条1項)があるかについて問題となる。Aが既にXの傷害行為によって意識喪失になっていたのを認識していたにも関わらず救助活動もせず、わざわざ民家まで角材という角のとがった道具を取りに行き、それを用いて自己のAに対する腹いせのために頭部という枢要部を複数回殴打したことから考えると、Aにとどめを刺すために暴行をしたと判断でき、Aが死亡しても構わないというAの死亡結果に対する一般的抽象的認識認容があるといえる。

従って故意も認められる。

2. よって、Yの当該行為に殺人罪(199条)が成立し、その罪責を負う。

## VII. 結論

XはAに対する保護責任者遺棄致死罪(219条)を負う。

YはAに対する殺人罪(199条)の罪責を負う。

以上